

記

一、争議發生ノ場所 城東區南砂所四ノ六四八
二、事業主側

(1) 名 稱 日本鋼製理具株式会社

(2) 代 表 者 社 長 葛野春雄

重 役 佐々木和三郎

支 配 人 谷 十 二

(3) 資 本 金 二十萬圓(拂込五萬圓)

(4) 事 業 サツシユ製造

(5) 資 本 系 統 汽車製造株式会社ノ傍系

(6) 使 用 勞 働 者 六三名(内女一名、臨時工二一名)

三、勞働者側

(1) 争議參加者 六三名

(2) 應援勞働組合 總同盟東京鉄工組合

(3) 争議參加者中組合加入者

(全員東京鉄工組合砂所サツシユ支部組織)

四、争議發生ノ時 二月二十六日

五、争議發生原因

會社ハ事業不振経営困難ノタメ客年十月頃ヨリ之カ更生ニ齎心中ノ処最近ニ至リ事業種目ノ一部変更(汽車會社ノ下請)ヲ爲スト共ニ工場内ヨリ労働組合ヲ駆逐スルコトニ依リ會社ノ更生ヲ圖ルコトニ決シ 客月二十三日突如 職工 白郎 實以下十四名ニ對シテ事業種目ノ一部変更ニ伴フ利員整理ヲ表面ノ理由トシテ「解雇ヲ發表シタルニ因ル

六、要求事項並ニ交渉經過

(1) 客月二十五日正午東京鉄工組合本部執行委員 熊本虎藏

ハ 工場事務所ニ佐々木重役及谷支配人ヲ訪問シ解雇ノ